

令和 8 年度沖縄県宿泊税制度周知業務委託 企画提案募集要領

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 令和 8 年度沖縄県宿泊税制度周知業務委託
- (2) 業務の目的 沖縄県宿泊税制度の内容について、納税義務者（宿泊者）や特別徴収義務者（宿泊事業者等）に対して、導入目的や制度概要（税額や納税方法、使途事業等）を十分に周知し、導入後の円滑な税制度の運用を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容 概ね次のとおり（詳細は、企画提案仕様書を確認のこと）。
 - ① 広報印刷物の作成
 - ② 広報印刷物の多言語対応
 - ③ インターネットを活用した広報
 - ④ 広報動画の制作
 - ⑤ 空港内での周知広報
 - ⑥ 国内・海外からの旅行者向けの周知広報
 - ⑦ 説明会の開催
- (4) 履行期間 契約締結日（令和 7 年 12 月下旬）から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 委託料上限額 48,195,000 円（消費税込み）の範囲内で見積もること。

2 応募資格

提案者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。契約締結後にこれらの要件を欠いていたことが判明した場合又は欠いた場合には、契約を解除することがある。

- (1) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (2) 委託業務の実施に当たり必要となる専門的な技術、手法及び情報並びに十分な経験及び実施体制を有し、委託業務を確実に遂行できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国又は沖縄県から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 沖縄県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。

3 スケジュール

- (1) 質問締切 令和7年11月13日（木曜日）13時
- (2) 回答 令和7年11月17日（月曜日）17時
- (3) 応募書類提出締切 令和7年12月11日（木曜日）14時
- (4) 第1次審査結果通知 令和7年12月18日（木曜日）
- (5) 第2次審査（プレゼン） 令和7年12月22日（月曜日）15時30分から
- (6) 第2次審査結果通知 令和7年12月23日（火曜日）
- (7) 契約 令和7年12月23日（火曜日）以降

4 応募書類の提出期限等

(1) 質疑応答

- ① 受付期限 令和7年11月13日（木曜日）13時
- ② 質問方法 メールにて送信（表題を「令和8年度沖縄県宿泊税制度周知業務委託 企画提案質疑」とし、メール本文に質問項目を箇条書きにすること。また、担当者名及び連絡先を記載すること。）
- ③ 回答方法 令和7年11月17日（月曜日）17時までに沖縄県ホームページに掲載

(2) 応募書類

- ① 提出書類 次のとおり。
 - ア 企画提案書 6部（1部は表紙に社名を記載し会社概要を添付すること。
5部は社名を伏せること。）
 - イ 見積書 6部（沖縄県知事あてとして、1部は社名を記載のうえ代表者印を押印すること。5部は社名を伏せること。）
 - ウ 誓約書 1部
 - エ 納税証明書 各1部（別添「参加資格要件確認書類」参照）
 - オ 社会保険加入等確認書類 1部（別添「参加資格要件確認書類」参照）
- ② 提出方法 沖縄県総務部税務課課税班に直接提出
- ③ 提出期限 令和7年12月11日（木曜日）14時 **【厳守】**

5 選定方法

(1) 書類審査

- ① 日程 令和7年12月11日（木曜日）から同月17日（木曜日）まで
- ② 結果通知 令和7年12月18日（木曜日）

(2) 企画提案審査会

- ① 参加資格 書類審査により選定された提案事業者（3者を上限とする。）
- ② 日時 令和7年12月22日（月曜日）15時30分以降

- ③ 場 所 沖縄県庁舎 7 階 第 4 会議室
- ④ 結果通知 令和 7 年 12 月 23 日（火曜日）
- ⑤ そ の 他 映像、音声テープ等の使用は可能であるが、必要な機材は、提案事業者において準備すること。プレゼンテーションは 15 分以内とすること。（事務局で HDMI 接続可能な大型モニターを準備します）

6 審査方法

- (1) 委託候補事業者の選定に係る審査は、審査員 5 名で構成する審査会において行う。
 - ① 書類審査
提出された企画提案書等について、各審査員が評価を行い、各審査員が付した点数の合計点数が高い上位 3 者を選考する。
 - ② 企画提案審査会
書類審査で選考した 3 者によるプレゼンテーション及び審査員による質疑を行う。
- (2) 受託候補者の選定
書類審査及び企画提案審査会の結果を踏まえ、総合的に最も優れた企画提案を行った事業者を受託候補者として選定する。
- (3) 結果通知
審査結果は、各審査の参加者全員に書面で通知する。なお、審査内容及び経過は非公開とする。

7 契約

- (1) 審査会により選定された受託候補者は、沖縄県総務部税務課と詳細事項を協議のうえ、具体的な内容、費用等を決定し、沖縄県と契約を締結する。
- (2) 契約に当たっては、沖縄県財務規則第 101 条に定めるところにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部又は一部を免除することがある。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費並びに企画提案審査会への参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案のために提出された書類等は返却しない。
- (3) 採用された企画提案については、予算や諸事情により実施段階において変更することがある。
- (4) 企画提案は、1 事業者あたり 1 件とする。
- (5) 本委託業務の実施により制作されたものの著作権等については、沖縄県に帰属するものとする。

- (6) 本委託業務の実施に当たり、受託者が第三者に与えた損害については、受託者の責任と費用をもって処理する。

9 問合せ先

沖縄県総務部税務課 課税班 担当：安谷屋

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁5階）

電 話：098-866-2101

F A X：098-866-2709

E-mail：aa007005pref.okinawa.lg.jp